

# 士別市環境基本計画



士別市環境センター



(令和5年3月改訂)

# はじめに

---

士別市は、北海道北部の中央に位置し、道立自然公園「天塩岳」などの山々に囲まれ、北海道第2の大河「天塩川」の源流の悠々たる流れが肥沃な大地をつくり、四季折々の変化に富んだ自然環境と屯田兵<sup>①</sup>をはじめとする先人達のたゆまない努力により、緑豊かな田園都市として発展してきました。

こうした歴史のなか、私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有するとともに、このかけがえのない良好な環境を保全・創造し、次の世代に引き継いでいく責務を有しています。しかし、近年においては、地球温暖化<sup>②</sup>、大気汚染、資源やエネルギーの大量消費など地球規模の環境問題は、ますます増大するとともに深刻化しており、環境の保全に向けての取り組みは、世界的な重要課題となっています。

国は、令和3（2021）年4月に、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会・カーボンニュートラルの実現を目指し、中期目標として令和12（2030）年度に温室効果ガス排出量を46%削減することを表明しました。

本市においても令和4（2022）年2月22日に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、「2050年脱炭素社会」を目指すため、令和5（2023）年3月に「地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

こうした状況を踏まえ、「士別市環境基本計画」の内容を一部見直すこととしました。

士別市まちづくり総合計画では、「天塩の流れとともに人と大地が躍動するすこやかなまち」をめざす都市像とし、様々なまちづくりの施策を行っていますが、本計画においても「天塩の流れと緑」を基調とした計画になっており、将来に向けて良好な環境を保全し創造するための目標や方針を示しています。

士別市のあるべき姿を実現するためには、私たち一人ひとりが環境にやさしい市民であることを自覚し、行政のみならず、市民、事業者、団体が連携し未永く環境の保全・創造に取り組むことが重要です。

今後も、本計画をもとに地域や地球環境の保全と創造に向けた取り組みを進めてまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年3月

士別市長 渡辺 英次

# 目 次

## 第1章 基本方針

1 計画策定の背景	1
2 計画の趣旨・目的	2
3 計画の位置付け	3
4 対象とする環境の範囲	4
5 計画の期間	4

## 第2章 現状と課題

1 生活環境	5
2 生物の多様性	6
3 自然環境	6
4 自然とのふれあい	7
5 景観	7
6 循環型社会	7
7 地球環境	9

## 第3章 将来像と基本目標

1 理想的な将来像	10
2 基本目標	10

## 第4章 施策の展開

● 施策の体系	12
① 生活環境の保全	13
② 生物の多様性の確保	13
③ 多様な自然環境の保全	14
④ 潤いと安らぎのある環境の創造	14
⑤ 調和のとれた景観の形成	15
⑥ 循環型社会の形成	16
⑦ 地球環境の保全	17

## 第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制	18
2 計画の進行管理	19
3 市民意見の反映	19
4 計画の見直し	19

●用語解説	20
-------	----

# 第 1 章 基本方針

## 1 計画策定の背景

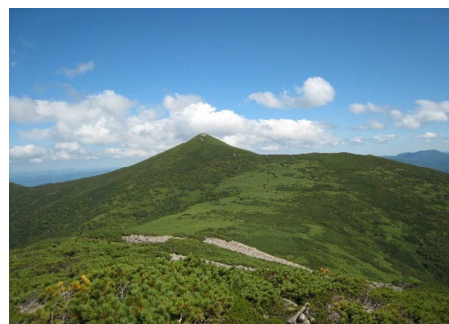
地球温暖化による影響は世界中で広がり、異常気象、干ばつ、海面水位の上昇、生物種の絶滅などが危惧されています。私たちが、自然生態系の一員でありながら、これまで大量生産・大量消費・大量廃棄による資源の浪費を繰り返し、環境負荷<sup>③</sup>を招いてきたことにより、地域全体の環境のみならず地球環境をも脅かすものになってきています。

こうしたなか、2015年に、フランス・パリで開催された「COP21<sup>④</sup>」において、温暖化対策の国際枠組み『パリ協定』が採択され、我が国においても唯一の地球温暖化に関する総合的な計画として温室効果ガス<sup>⑤</sup>の排出抑制及び吸収の量の目標などを掲げた「地球温暖化対策計画」を2016年5月に策定し、「環境基本計画」とともに地球環境の保全・創造の取り組みを進めています。

国は、令和3（2021）年4月に、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会・カーボンニュートラルの実現を目指し、中期目標として令和12（2030）年度までに温室効果ガスを46%削減することを表明しました。

本市においても令和4（2022）年2月22日に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、「2050年脱炭素社会」を目指すため、令和5（2023）年3月に「地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

土別市は、天塩川流域の肥沃な大地にあり、これまで自然との共生のなかで、文化や伝統を育み産業を発展させてきました。そして、先人たちから受け継いだ、かけがえのない恵まれた環境を次世代に引き継ぐことが私たちの重要な責務です。このため、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）削減、ごみ減量化、リサイクルの推進、廃棄物適正処理、不法投棄防止対策、環境美化運動、花いっぱい運動等を行っていますが、より一層の環境への取り組みを推進していく必要があります。



天塩岳



●土別市環境基本条例第9条（環境基本計画の策定）

第9条 市長は、環境の保全・創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全・創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全・創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全・創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び民間団体等（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第23条に規定する土別市環境審議会の意見を聴かななければならない。

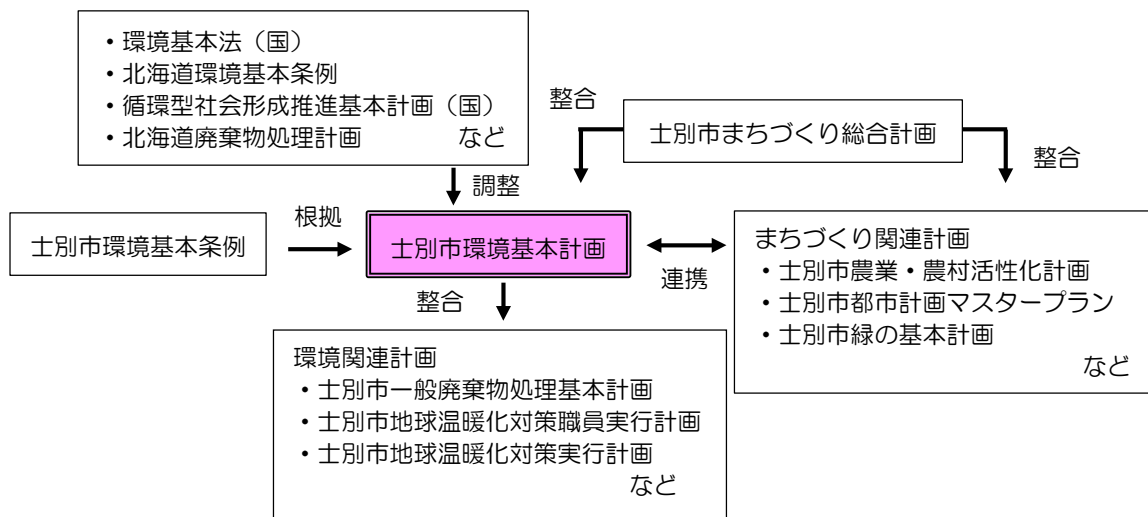
4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

3 計画の位置づけ

本計画は、条例第9条に基づいて策定したものであり、本市がめざすべき望ましい環境像を設定するとともに、その実現のための具体的な施策を明らかにします。なお、策定にあたっては、「土別市まちづくり総合計画」や他の環境関連計画との整合を図りつつ、環境行政の基本的方向性を示します。

イメージ図



## 4 対象とする環境の範囲

「環境」とは包括的な概念であり、その範囲を明確に示すことは困難です。また、取り組みの範囲も時代や社会環境により変化するものです。本計画が対象とする環境保全の範囲については、条例第8条に規定する施策の基本方針を踏まえ、国や道の環境基本計画との整合を図り、次の事項を想定します。

- 大気、水、土壌などの良好な生活環境の保全
- 野生生物の種の保存など生物の多様性の確保
- 森林、農地、河川、水辺地など、多様な自然環境の保全
- 豊かな自然とのふれあいなど潤いと安らぎのある環境の創造
- 調和のとれた景観の形成による快適な環境の創造
- 廃棄物の減量化、資源の循環的な利用など循環型社会の形成
- 地球温暖化防止、オゾン層保護など地球環境の保全

## 5 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度を初年度に、次期総合計画との整合を図るため、令和7年度までの9年間とします。

士別市まちづくり総合計画と士別市環境基本計画の期間

年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
士別市 まちづくり 総合計画	基本計画（現計画）		基本計画（8年間）									
						調整	基本計画					調整
士別市 環境基本計画	計画開始		施策推進（9年間）							計画目標		
						（必要に応じて見直し）						

# 第2章 現状と課題

## 1 生活環境

### 【大気】

大気汚染の主な原因は、工場・事業所等からの排出物質や自動車の排気ガスが挙げられますが、近年においては近隣諸国による「PM2.5<sup>㉞</sup>」をはじめとする大気汚染物質のわが国への飛来などが社会問題化しています。

士別市では、重大な大気汚染に至るような事例はありませんが、今後も大気汚染を未然に防ぐため、情報収集を行うことが重要です。



### 【水質】

市内を流れる河川のうち、天塩川（中士別橋、朝日橋）に環境基準点<sup>㉞</sup>が設けられており、いずれも環境基準を満たす数値となっています。

士別市では、現在まで環境破壊につながる水質汚濁等は見られませんが「水質汚濁防止法」等の法令に基づき、万に備えた国・道などとの連携体制が必要です。

### 【騒音・振動】

士別市においては、主に中央市街地区が「騒音規制法」「振動規制法」に基づく規制地域となっており、工事現場における特定建設作業<sup>㉞</sup>に関する届出等、対策も適切に行われ、ここ数年は騒音・振動に関する苦情も報告されていません。

また、主要生活圏道路における自動車騒音レベルの測定値は、環境基準値内と良好な状態となっています。

### 【悪臭】

士別市においては、主に中央市街地区が「悪臭防止法」に基づく規制地域となっています。

農業を基幹産業とする士別市では、土づくりによる農業振興を図っており、その振興策として“堆肥の活用”を推奨しています。春先など農繁期において、堆肥散布による苦情がまれに報告されていますが、運搬時や作業時に配慮するなどの対策を依頼しています。

その他、環境に重大な影響を及ぼすような悪臭被害はありません。

### 【土壌】

士別市においては、年に数件、灯油などの「油漏れ」による土壌汚染の事例がありますが、事後処理は適切に行われ、いずれも重大な環境汚染につながる状況には至っていません。今後も「土壌汚染対策法」等の法令に基づき対処します。



## 2 生物の多様性

### 【動植物】

士別市には、天塩岳をはじめとした山々や天塩川などの河川といった雄大な自然があり、希少生物を含む多くの動植物が生息しています。

近年は、観光イベントやレクリエーションが多様化され、自然を活用したものが増えてきている一方、生息域を損なう行為の発生が危惧されるところであることから、自然を守るための日頃の取り組みが重要となっています。

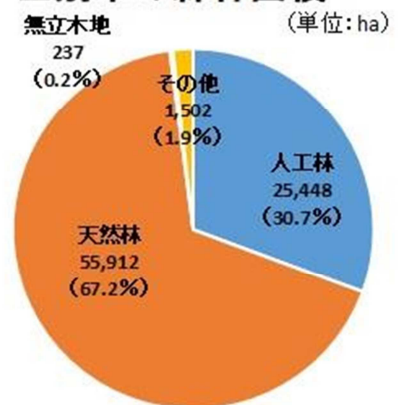
## 3 自然環境

### 【森林】

士別市は、多くの森林資源を有しており、総面積111,922haのうち、森林面積は83,099haで、全体の約74%を占めています。

全国的にも、豊かな海を取り戻すための森林整備や、洪水対策のための植樹など、森林の持つ多面的な機能の重要性が認識されてきています。また、台風等の自然災害による被害も深刻化しており、山地災害防止機能の高い森林整備が求められていることとともに、社会経済の健全な発展と安全で潤いのある居住環境の保全・形成等を図るための森林資源の整備充実を計画的に取り組むことが重要となっています。

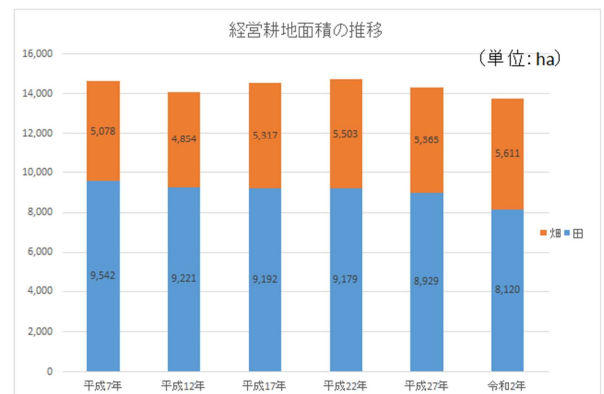
### 士別市の森林面積



### 【農地】

士別市の経営耕地面積は、概ね14,000haで推移しています。一方、農家戸数の減少に伴い、1戸当たりの経営面積が増加傾向となっています。

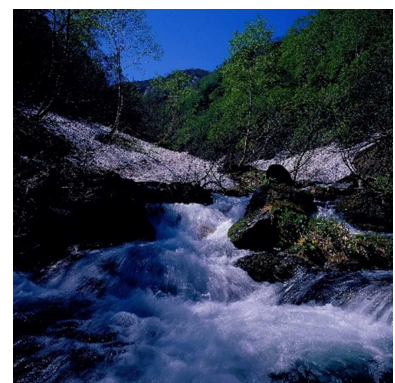
また、経営者の高齢化もあり、新たな労働力の確保が課題となっています。今後、農家戸数の減少に伴い、耕作放棄地の拡大が懸念されています。



### 【河川】

士別市は、北海道第2の大河「天塩川」の源流を占め、その悠々たる流れが肥沃な大地をつくってきました。

これまでも、河川愛護月間(7月)の周知啓発や「天塩川クリーンアップ大作戦」の実施など多くの親水・清掃活動を実施し、河川環境の保全に努めてきましたが、市民が数多くの恩恵を受けてきた天塩の恵みをこれからの世代に引き継ぐため、今後も河川環境の保全に取り組めます。



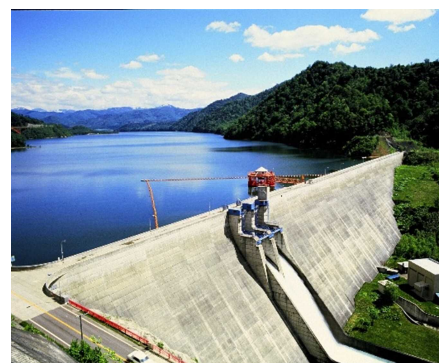
天塩川の源流

### 【湖沼】

岩尾内湖とポンテシオ湖は、天塩川を堰きとめたダム湖です。

岩尾内湖は、満々と水を湛える湖を横切る岩尾内大橋が湖面に映え、自然と人工の造形が素晴らしい湖です。周辺にはキャンプ場や貸し別荘が整備されており、釣り（ヤマメ）、カヌー、ボートなども楽しむことができます。

ポンテシオ湖は、朝日町の天塩川最上流部に、昭和58年に完成しました。フライフィッシングには最適な湖で、アママス、ブラウントラウト、ニジマスなどの釣りが楽しめます。



岩尾内湖と岩尾内ダム

## 4 自然とのふれあい

「天塩岳」「天塩川」「岩尾内湖」をはじめとする自然環境が多く存在する土別市では、これらを利活用し「天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクト推進事業」「天塩川源流まつり」などの事業展開の中で「天塩岳山開き登山」「岩尾内湖水まつり」といった自然とふれあうことのできるイベントが多く実施されており、多くの市民がこれらに参加しています。

今後も多くの市民が自然とのふれあいを通じ、自然環境保護や環境教育の一助となるような事業を推進します。

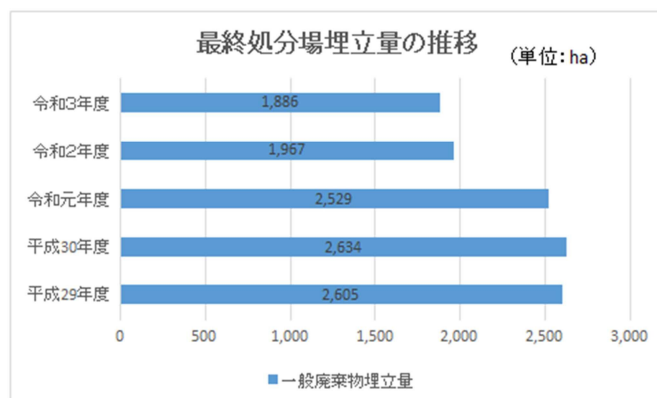
## 5 景観

土別市は、昭和23年に都市計画区域<sup>⑨</sup>を設定し、昭和47年には用途地域<sup>⑩</sup>を定め、現在まで計画的な都市計画事業を進めていますが、社会情勢の変化などにより、周辺地区での土地利用拡大が進む一方、空き店舗や空き家の増加など、中心市街地における空洞化が顕著となっていることから、都市機能を誘導し、コンパクトなまちづくりの検討や周辺環境に配慮した景観の形成が必要です。

## 6 循環型社会

### 【廃棄物】

土別市は、平成3年からビン・缶の分別収集を開始し、現在までに22分別収集を行っています。平成29年4月に環境センターが稼働となり、令和元年10月からはごみの有料化を実施しました。今後も引き続き、徹底したごみの再資源化と減量化を図っています。



【リサイクル】

士別市では、廃棄物の減量化や温室効果ガスである「メタン」の排出抑制を進めるため、平成3年の「ピン・缶」を皮切りに、ペットボトル、プラスチック類、紙類などの分別を行っています。収集された廃棄物は、リサイクルセンターで中間処理され、委託により他施設で焼却されるものや最終処分場で埋め立てられるもの以外は、リサイクル（再資源化）原料として出荷しています。

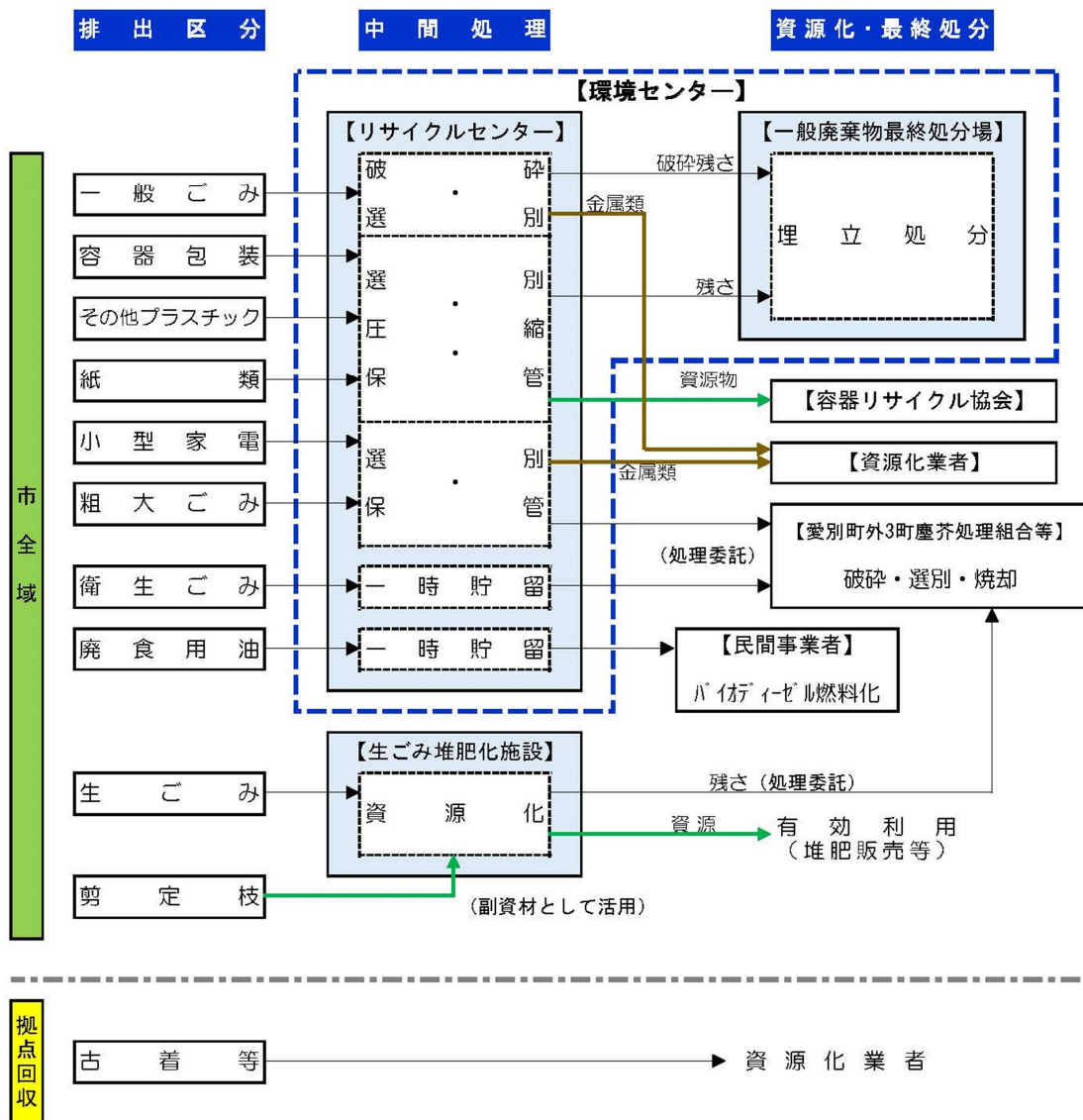


コミュニティ向け懇談会

【市民への啓発】

市民への分別の徹底と理解を深めるため、各自治会でごみの分別指導等を行う「リサイクル推進員」を配置し、さらに自治会等のコミュニティ向けにごみ分別の出前講座や各地域で「ごみ懇談会」を実施し、ごみの減量化・再資源化の推進を図っています。

士別市のごみ処理体系図



### 【エネルギー】

多くの家電製品の普及や生活スタイルの多様化により、エネルギーも大量に消費される時代となりました。これに伴う環境への負荷も大きな社会問題となっており、省エネルギー・新エネルギーに向けた取り組みも強く推進されています。1970年代に起きた世界的な「石油危機」以降、省エネルギーの重要性が認識され、各家庭や職場でも、様々な取り組みが行われましたが、近年は石油に代わる代替エネルギーの可能性に注目が集まっています。市内で活用できる再生可能エネルギーについては、国や道の先行事例も参考とするなかで将来にわたって市民に有益な体制が構築されるよう、引き続き調査・研究を深めます。

## 7 地球環境

### 【地球温暖化】

地球温暖化の原因といわれている温室効果ガスの排出は、各産業の近代化、工業化により年々増え続け、世界的な課題となっています。

### 【第2次士別市地球温暖化対策職員実行計画】

「日常業務における取り組み」「施設改修等における取り組み」「職員の意識啓発に向けた取り組み」の3つに分類し、温暖化防止に努めています。

### 【士別市地球温暖化対策実行計画】

本計画は「改正地球温暖化対策推進法」に基づき、国が目標として掲げる令和12年（2030年）の温室効果ガス46%の削減、北海道は更に踏み込んだ48%の削減目標を掲げています。

本市は、令和4（2022）年2月22日に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、行政・市民・事業者が一体となって地球温暖化対策を推進し、最終的に国が掲げる脱炭素社会・ゼロカーボンシティの実現を目指すことを目的として計画を策定しました。

### 【士別市バイオマス資源堆肥化施設】

士別市では、平成25（2013）年に生ごみ、平成26（2014）年に剪定枝の分別収集を開始し、「士別市バイオマス資源堆肥化施設」で堆肥化し、有効利用することで、温室効果ガスの排出削減に努め、さらに農地の地力増強及び有機農業の推進を図っています。

### 【環境学習・環境教育】

環境保全活動を推進するためには、わたしたち一人ひとりの活動が環境とどのような関わりをもち、どのような負荷を与えているのかを認識し、環境に配慮した活動を実践することが大切です。そのためには、学校における環境教育や家庭・地域・職場における環境学習を通して、環境を保全し、よりよい環境を創出するための豊かな感性を育むことが必要です。

# 第3章 将来像と基本目標

## 1 理想的な将来像

「<sup>とわ</sup>永久に天塩の流れと緑に生まれ、  
豊かで環境にやさしいまち士別」

- ・天塩の恵みに育まれた豊かな自然と、そこに息づく動植物たちが、市民とのふれあいの中で守り育てられていくまち。
- ・循環型資源である堆肥の活用など、土づくりを推進し、活気のある農業を推進するまち
- ・環境保全活動を積極的に推進し、環境と調和しながら商工業を発展させるまち。
- ・環境にやさしいきれいな景観を市民みんなで創造し、住みよい住環境をつくるまち。
- ・これらの取り組みが、多くの市民の手によって士別の将来を担う次世代の人たちに受け継がれていくまち。

## 2 基本目標

「理想的な将来像」の実現に向け、条例第8条に規定する施策の基本方針に基づき、7つの基本目標を設定します。

### ①大気、水、土壌などの良好な生活環境の保全

- (1) 自然豊かな士別市の空気と水を守るため、大気環境や水環境の保全活動を推進します。
- (2) 住みよい士別市の創造を図り、土壌汚染や住環境悪化の防止対策に努めます。

### ②野生生物の種の保存など生物の多様性の確保

- (1) 自然豊かな士別市の動植物を守るための自然保護活動を推進します。

### ③森林、農地、河川、水辺地など、多様な自然環境の保全

- (1) 緑豊かな士別市の自然を守り育てるため、山岳、河川、湖沼、森林等の環境保全に向けた取り組みを推進します。

#### ④豊かな自然とのふれあいなど潤いと安らぎのある環境の創造

- (1) 道立自然公園「天塩岳」や北海道第2の大河「天塩川」に親しみ、山岳、河川、湖沼等において、自然とのふれあいを大切にする環境づくりに努めます。

#### ⑤調和のとれた景観の形成による快適な環境の創造

- (1) 市民参加による緑化推進運動を計画的に展開します。
- (2) 自然との調和がとれた景観づくりを市民との協働のもとで進め、都市と自然との共存をめざします。
- (3) これまで歩んできた歴史を重んじ、文化財等の保護を通して地域環境の保全を推進します。

#### ⑥廃棄物の減量化、資源の循環的な利用など循環型社会の形成

- (1) 廃棄物の適正処理及びリサイクルのさらなる推進を図ります。
- (2) 士別市における再生可能エネルギー導入に向けて調査・研究を深めます。
- (3) 「士別市農業・農村活性化計画」に基づき、持続可能な農業・農村の構築をめざすため、土づくりを基本とした農業を推進します。

#### ⑦地球温暖化防止、オゾン層保護など地球環境の保全

- (1) 士別市地球温暖化対策実行計画に基づき、限りある資源を大切にするとともに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会・ゼロカーボンシティの実現を目指す取組を推進します。
- (2) 環境に対する市民の理解を深めるための学習活動を推進します。
- (3) インターネットやSNSの活用のもと、環境に関する情報公開を行い、情報を共有することにより環境に対する共通理解を図ります。

# 第4章 施策の展開

本計画の推進について、第3章で掲げた将来像と基本目標の実現に向け、次のような施策を展開します。

## 施策の体系

理想的な将来像

永久に天塩の流れと緑に育まれ、豊かで環境にやさしいまち土別

### 【基本目標】

①大気、水、土壌などの良好な生活環境の保全

②野生動物の種の保存など生物の多様性の確保

③森林、農地、河川、水辺地など、多様な自然環境の保全

④豊かな自然とのふれあいなど潤いと安らぎのある環境の創造

⑤調和のとれた景観の形成による快適な環境の創造

⑥廃棄物の減量化、資源の循環的な利用など循環型社会の形成

⑦地球温暖化防止、オゾン層保護など地球環境の保全

### 【取組方針】

・大気環境・水環境・土壌環境の保全  
・環境汚染の防止、住環境の保全

・自然保護活動・自然保護教育の推進

・自然環境の保全

・自然とのふれあい

・緑化運動の推進  
・都市と自然との共存をめざした景観  
・文化財の保護等による地域環境の保全

・廃棄物の適正処理とリサイクル  
・再生可能エネルギーの調査研究  
・土づくりを基本とした農業の推進

・温室効果ガス排出削減  
・環境学習活動の推進  
・情報の共有

## ① 生活環境の保全

(1) 自然豊かな土別市の空気と水を守るため、大気や水環境の保全活動を推進します。

- ・“アイドリングストップ”を推進します。
- ・低公害車の導入についての啓発等を図ります。
- ・下水道などの排水対策の充実を図ります。

(2) 住みよい土別市の創造を図り、環境汚染や住環境悪化の防止対策に努めます。

- ・市道、河川等について、各種計画に基づき整備を図ります。
- ・巡回パトロールを実施し、不法投棄、不法焼却等の発見や防止に努めます。
- ・「騒音規制法」「振動規制法」に基づき、騒音、振動の発生抑止に努めます。

### ●数値目標

環境指標	単位	基準年 平成27年 (2015)	目標年 令和7年 (2025)
二酸化窒素 環境基準達成率	%	100.00	現水準を維持
天塩川の水質基準 (BOD)	mg/l	0.8	現水準を維持
公共下水道接続率 (公共下水道接続人口/公共下水道整備区域内人口)	%	98.27	99.53
農業集落排水接続率 (農業集落排水接続人口/農業集落排水整備区域内人口)	%	96.52	100.00
合併処理浄化槽処理人口普及率 (合併処理浄化槽設置人口/市人口)	%	65.10	82.67
不法投棄搬入数	件	10	0
自動車騒音 (2地点平均値)	dB	60	60

## ② 生物の多様性の確保

(1) 土別市の動植物を守るための自然保護活動を推進します。

- ・生態系維持に向けた動植物等の自然環境の保全を推進します。
- ・児童生徒や各種団体が環境について学び、行動する場を提供します。

### ●数値目標

環境指標	単位	基準年 平成27年 (2015)	目標年 令和7年 (2025)
鳥獣保護区面積	ha	31	現状を維持
自然観察会等参加者	人	716	540



### ③ 多様な自然環境の保全

(1) 緑豊かな士別市の自然を守り育てるため、山岳、河川、湖沼、森林等の環境保全に向けた取り組みを推進します。

- ・「士別市森林整備計画」に基づく森林資源の保全育成に努めます。
- ・「士別市緑の基本計画」に基づく緑地の保全に努めます。
- ・自然との調和を図り、持続的な環境保全に向けた事業を推進します。
- ・遊休農地の解消や新たな耕作放棄地の未然防止に向けて、適切な農地管理に向けた対策を実施します。

#### ●数値目標

環 境 指 標	単 位	基準年 平成27年 (2015)	目標年 令和7年 (2025)
森林整備面積	ha	194.24	190.00
間伐面積	ha	66.48	60.00

### ④ 潤いと安らぎのある環境の創造

(1) 道立自然公園「天塩岳」や北海道第2の大河「天塩川」に親しみ、山岳、河川、湖沼等において、自然とのふれあいを大切にする環境づくりに努めます。

- ・「天塩岳、天塩川魅力発信プロジェクト」を推進します。
- ・「天塩川クリーンアップ大作戦」などの河川の親水・清掃活動を実施します。
- ・公園や観光施設などの自然と調和した施設整備を図ります。
- ・河川、湖沼に生息する生物の保護に向けた取り組みを推進します。
- ・各自ごみの持ち帰りを行うなど、自然をいたわる行動を啓蒙します。

#### ●数値目標

環 境 指 標	単 位	基準年 平成27年 (2015)	目標年 令和7年 (2025)
天塩岳登山者数	人	2,450	2,500
さけ放流数	匹	2,800	1,200
天塩川クリーンアップ大作戦参加者数	人	214	240

## ⑤ 調和のとれた景観の形成

- (1) 市民参加による緑化を推進するため、運動を計画的に展開します。
- ・「花いっぱい運動」など、市民参加での緑化推進運動を行います。
  - ・市民植樹祭の実施など、緑豊かなまちの形成を推進します。
- (2) 自然との調和のとれた景観づくりを市民と協働で行い、都市と自然との共存をめざします。
- ・ごみのポイ捨てをしないモラルの醸成を図るための啓発を行います。
  - ・各地域や事業所等による環境美化活動を推進します。
  - ・魅力あふれる公園や緑地の整備を図ります。
  - ・犬猫の排せつ物の処置など、ペット飼育マナーの周知に努めます。
  - ・空き地や空き家の適正管理指導を強化します。
- (3) これまで歩んできた歴史を重んじ、文化財等の保護を通して、地域環境の保全を推進します。
- ・文化財や遺跡等の保護を行います。
  - ・地域の歴史・文化・景観保全活動を推進します。

### ●数値目標

環境指標	単位	基準年 平成27年 (2015)	目標年 令和7年 (2025)
市民植樹数	本	38,500	38,500
都市公園数	カ所	28	現有数を維持
都市公園面積	ha	129.2	現状規模を維持
登録指定文化財数	件	4	4



士別市指定文化財「祖神の松」

## ⑥ 循環型社会の形成

(1) 廃棄物の適正処理とリサイクルのさらなる推進を図ります。

- ・「環境センター」の持つ機能を十分に活用し、埋立ごみの減量化とごみの再資源化に努めます。
- ・ごみ分別に関する懇談会や説明会等を開催します。
- ・「バイオマス資源堆肥化施設」で生産された堆肥（エコみち君、キッチンリボン）などのバイオマス資源の利活用を推進します。

(2) 土別市における再生可能エネルギー導入に向けた調査・研究を深めます。

国や道の先行事例も参考とするなかで将来にわたって市民に有益な体制が構築されるよう、引き続き調査・研究を深めます。

(3) 「土別市農業・農村活性化計画」に基づき、持続可能な農業・農村の構築をめざすため、土づくりを基本とした農業を推進します。

- ・堆肥を活用した土づくりを推進します。
- ・適切な施肥や農薬使用の実施（クリーン農業の推進）を推進します。
- ・家畜糞尿等の適切な処理について啓発を強化します。
- ・地産地消の推進を通じて、良質な農産物生産のための土づくりを支援します。

### ●数値目標

環 境 指 標	単 位	基準年 平成27年 (2015)	目標年 令和7年 (2025)
リサイクルセンター処理量	t	1,560	1,811
家畜糞尿等処理量	t	206,626	206,600
学校給食地元食材利用率	%	45.8	50.0



## ⑦ 地球環境の保全

(1) 士別市地球温暖化対策実行計画に基づき、限りある資源を大切に、温室効果ガス排出等による地球温暖化などの影響を減らすための取り組みを推進します。

- 地球温暖化の防止を図るためには、各自の意識・行動の積み重ねが重要であることから、広報等を通じた市民への意識啓発を推進します。
- 不要なものは買わない、もらわないことを徹底し、ごみの発生を抑制します。
- ごみの減量化につながる「5R<sup>®</sup>」の取り組みの推進、啓発等に努めます。
- 「士別市ごみ減量化推進協議会」と連携した取り組みを推進します。
- 不用品リユースの機会を提供します。
- 各種イベント等での廃棄物の量を抑制するため「リユース食器」の利用を促進します。
- 省電力により地球温暖化防止につながるLED照明の普及を促進します。
- 「J-クレジット制度<sup>®</sup>」に登録された「生ごみ等のバイオマス資源堆肥化による温室効果ガス排出削減プロジェクト」の排出削減計画の達成に向けた取り組みを進めます。

(2) 環境に対する市民理解を深めるための学習活動を推進します。

- 各学校や職場、団体等が実施する環境に関する学習会、研修会等の自主的な環境学習活動を推進します。
- 「環境センター」を核とした環境教育・学習を実施し、市民や子どもたちが環境について学び、行動する場を提供します。
- 環境保全に関する啓発活動を推進します。
- 出前講座、市民ふれあいトーク等を実施します。
- 地域資源を活用した学校教育を推進します。

(3) インターネットやSNSの活用のもと、環境に関する情報公開を行い、情報を共有することにより環境に対する共通理解を図ります。

- 士別市ホームページの内容の充実を図ります。
- 市広報の積極的な活用を図ります。
- 各関係機関、団体等からの情報を提供し、共有化を図ります。
- 士別市 Facebook ページを活用した告知、啓発活動を行います。

### ●数値目標

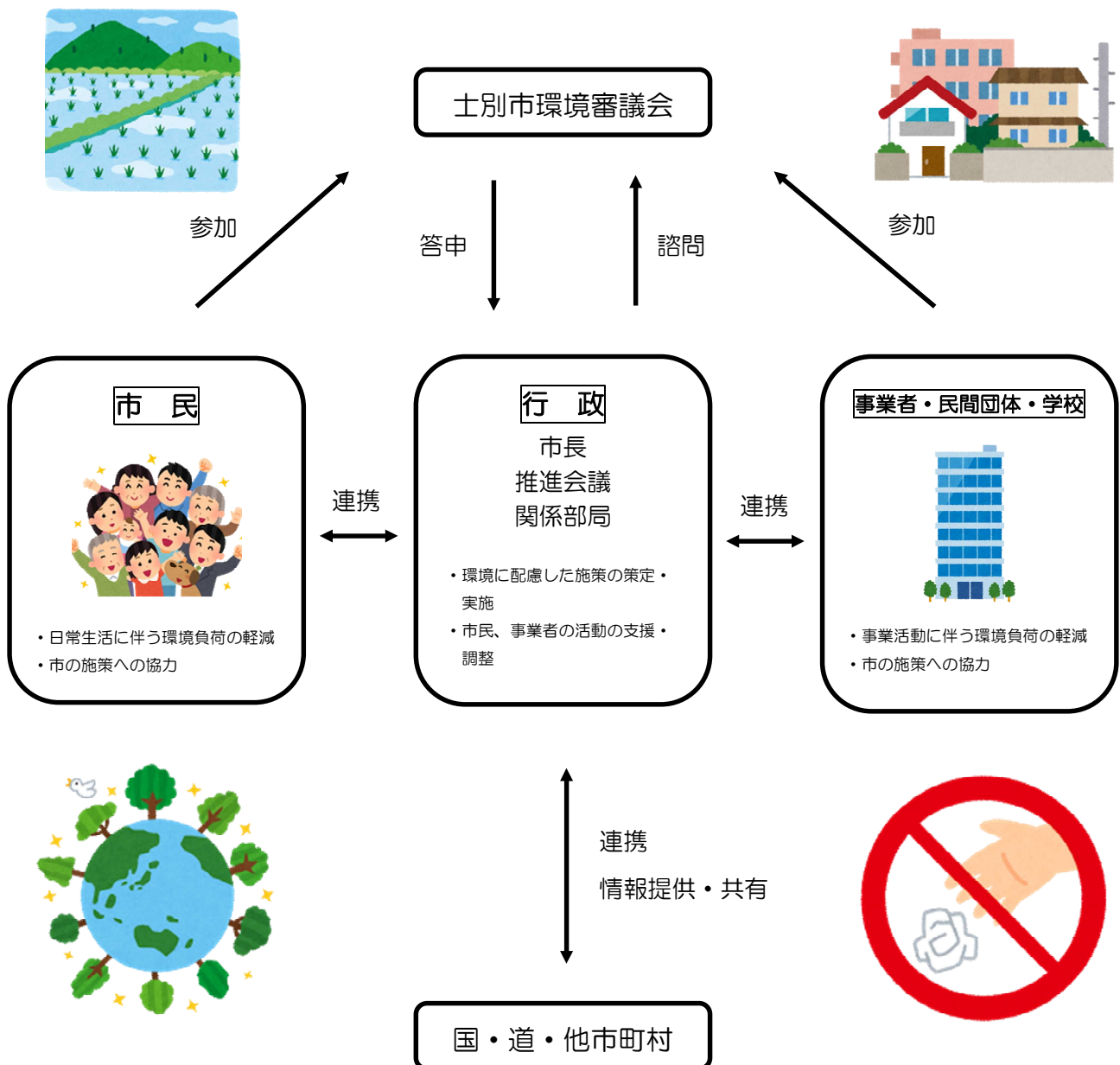
環 境 指 標	単 位	基準年 平成27年 (2015)	目標年 令和7年 (2025)
ごみ総排出量	t	8,661	5,435
(市民一人一日あたり)	g	1,186	922
ノーレジ・マイバック運動普及率	%	91.3	95.0
LED防犯灯設置率	%	20.1	65.0

# 第5章 推進体制と進行管理

## 1 計画の推進体制

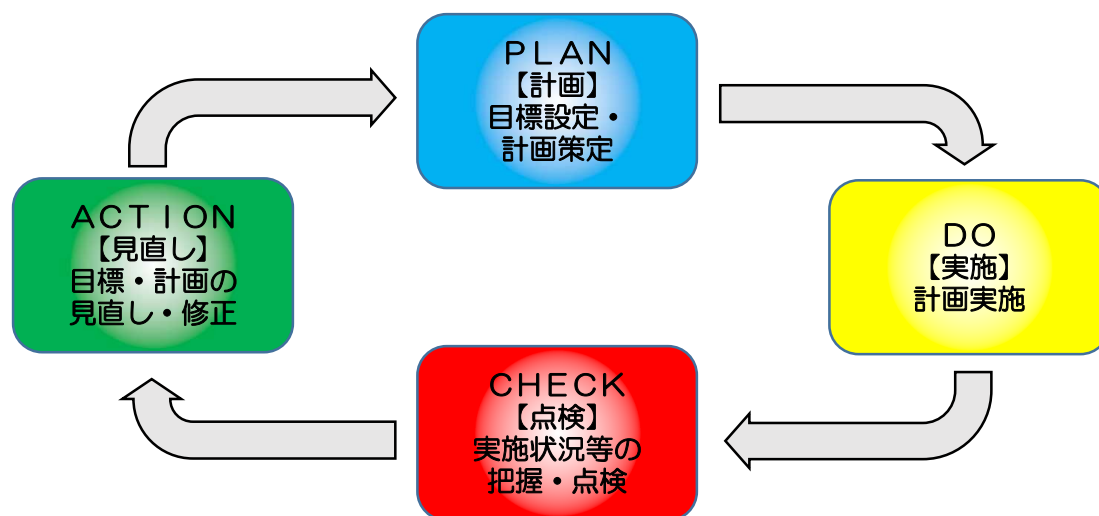
本計画の着実な進行のため、副市長と各部次長級職員で構成する「環境基本計画推進会議」において、関係部局との連携と施策の調整を図ります。

### 推進体制図



## 2 計画の進行管理

本計画に定める施策の進捗状況について、めざす姿や定量目標との比較などにより点検・評価を行い、目標達成に向けて随時改善を図ります。（PDCAサイクルの活用）



## 3 意見の反映

本計画に定める施策の進捗状況について、「土別市環境審議会」に報告を行い、提言等を踏まえた取り組みを進めます。

## 4 計画の見直し

本計画の進捗状況の点検・評価の結果や人口減少・社会情勢の変化等を踏まえ、施策の展開方向などについて、必要に応じ見直しを行います。

# ●用語解説

## ①屯田兵

明治時代に北海道の警備と開拓にあたった兵士とその部隊である。1874年（明治7年）に制度が設けられ、翌年から実施、1904年（明治37年）に廃止された。

士別市は、最後の屯田兵村の一つであり、1899年（明治32年）に約100戸が入植した。

## ②地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」（⑤参照）が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことを言う。

地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解による海面の上昇や、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発する恐れがあり、ひいては自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されている。



## ③カーボンニュートラル

排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同量であるため二酸化炭素が増えない、という概念のこと。

## ④環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指す。環境負荷には、人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、干拓、戦争、人口増加など）があり、自然的に発生するもの（気象、地震、火山など）も環境負荷を与える一因である。

## ⑤COP21

正式名称は「気候変動枠組条約第21回締約国会議」。COPとは、“Conference of the Parties”の略で条約に参加する国々の会議という意味。1992年、国連の地球サミットで「気候変動枠組み条約」が採択され、国際会議の場で地球温暖化対策を話し合ってきた。2015年12月、その21回目の会議となる“COP21”がパリで開催され、歴史的な合意「パリ協定」が採択された。

今回採択された「パリ協定」は、「京都議定書」以来、18年ぶりとなる法的拘束力を持つ国際合意であり、世界196の国と地域、先進国から途上国まですべてが参加する初の枠組みで、永続的な温暖化対策の協定である。

## ⑥温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称である。大気中に微量に含まれる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、亜酸化窒素（N<sub>2</sub>O）、フロンなどが、温室効果ガスと言われている。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化（②参照）の主な原因とされている。

## ⑦PM2.5

微小粒子状物質のことを言い、大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}$ は $1\text{mm}$ の千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子)よりも小さな粒子である。

PM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの $1/30$ 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

## ⑧環境基準点

水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域には、環境基準の類型が指定されている。環境基準点は、この指定された水域について、環境基準の維持達成状況を把握するための地点。環境基準点は水域の利用目的との関連等を考慮して地点が選定され、水質測定は環境庁の定める統一的な方法で行われる。

## ⑨特定建設作業

くい打ち機やバックホウを使用する作業などをいう。これらの作業は大きな騒音や振動を発生させることから、法律及び条例で規制を行っている。(参照「騒音規制法」「振動規制法」)

## ⑩都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要のある区域として指定されたもの。

都市計画区域は、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、必要があるときは、「市街化区域」及び「市街化調整区域」に区分(線引き)し、さらに市街化を誘導する市街化区域等に

ついては、用途地域をはじめとする地域地区等を定める。

## ⑪用途地域

都市計画では、都市を住宅地、商業地、工業地など12種類に区分し、これを「用途地域」として定めている。

都市における住居、商業、工業といった土地利用は、似たようなものが集まっていると、それぞれにあった環境が守られ、効率的な活動を行うことができるが、種類の異なる土地利用が混じっていると、互いの生活環境や業務の利便が悪くなる恐れがある。用途地域が指定されている地域においては、建築物の用途の制限とあわせて、建築物の建て方のルールが定められている。これによって、土地利用に応じた環境の確保が図られるようになっている。

## ⑫新エネルギー

公的には日本における新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネルギー法)において「新エネルギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるもののことを指す。現在、政令により指定されている新エネルギーは、バイオマス(⑬参照)、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべて再生可能エネルギーである。



### ⑬ バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」である。太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

このようなバイオマスを燃焼させた際に放出される二酸化炭素は、化石資源を燃焼させて出る二酸化炭素と異なり生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であるため、バイオマスは、大気中で新たに二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」（燃やしても大気中のCO<sub>2</sub>の増減に影響を与えない性質のこと。）な資源といわれている。

### ⑭ 5R

消費者が取り組むことのできる、ごみの量を減らすための5つの行動。全て英語の頭文字“R”から始まることから“5R”と呼ばれている。

- ① Reuse（リユース）：繰り返し使う
- ② Reduce（リデュース）：ごみをつくらない（発生させない）
- ③ Recycle（リサイクル）：再生利用する
- ④ Refuse（リフューズ）：ごみになるものを断る
- ⑤ Repair（リペア）：修理して使う



### ⑮ J - クレジット制度

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

本制度は、国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J - VER）制度が発展的に統合した制度で、国により運営されている。

本制度により創出されたクレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成や「カーボン・オフセット」など、様々な用途に活用できる。

「カーボン・オフセット」とは、日常生活や経済活動において避けることができないCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方である。

# 士別市環境基本計画

平成 29 年 3 月

(令和 5 年 3 月改訂)

発 行 士別市  
企画編集 士別市市民自治部環境センター  
〒095-0056 士別市西士別町 2549 番地 4  
電 話 0165-23-0022  
F A X 0165-23-0044  
<http://www.city.shibetsu.lg.jp/>